

給付と負担の在り方に関する意見の整理 (参考資料)

給付水準維持方式及び保険料固定方式に関する主な試算結果

実績準拠方式（名目年金額下限型）（注1）	給付総額（給付現価）の調整割合（注3）	給付水準調整期間（終了年度）（注4）	所得代替率（注5）	給付水準調整割合（注6）	夫婦2人の基礎年金額（2050年）（注7）	モデル年金額（片働き世帯）（2050年）（注7）
現行	—	—	59%	—	13.4	23.8
給付水準維持方式（基準ケース）（注2）	—	—	59%	—	20.0	35.2
保険料固定方式（基準ケース）（注2）	9%	2032	52%	12%	17.6	31.0
人口高位推計	3%	2020	57%	4%	19.2	33.9
人口低位推計	15%	2040	45%	23%	15.3	27.1
国庫負担割合 1/3	16%	2043	45%	24%	15.2	26.8
厚年の最終保険料率 18%	15%	2043	45%	24%	15.2	26.9
保険料引上げの前倒し	8%	2031	53%	11%	17.8	31.4
保険料引上げの後倒し	10%	2033	51%	13%	17.3	30.5
経済前提 A	7%	2029	54%	9%	18.7	33.0
経済前提 C	16%	2048	45%	24%	12.0	21.3

（注1） 試算結果は、すべて実績準拠法、名目年金額下限型の場合。

（注2） 基準ケースの諸前提は、①厚生年金の最終保険料率20%、②新人口中位推計（平成14年1月、2050年の合計特殊出生率1.39）、③経済前提B（平成20（2008）年度以降、実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.2

5%（名目賃金2.0%、物価1.0%、名目利回り3.25%）、④国庫負担割合（次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ）、⑤保険料（率）の引き上げ計画（毎年度引上げとし、引上げペースは平成11年財政再計算と5年間の引上げペースを同じとする）。

（注3） 給付総額（給付現価）の調整割合は、仮に、平成17年4月に、既に年金を受給している者も含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合の給付水準調整割合を示す。

（注4） 給付水準調整期間（終了年度）は、マクロ経済スライドの適用が終了する年度。

（注5） 所得代替率は、新規裁定時のモデル年金（片働き世帯モデル）について、給付水準調整期間終了後の所得代替率（現役世代の手取り賃金に対する年金額の比率）を示したもの。

（注6） 給付水準調整割合は、給付水準調整終了後の新規裁定者の給付水準が、現行の給付水準に対してどの程度調整がなされているかを示したもの。

（注7） 夫婦2人の基礎年金額及びモデル年金額（片働き世帯）それぞれについて、2050年時点での名目年金額を物価で現在価値に割り戻したもの。